■離島人材育成基金助成事業(研究助成型)募集要項

(事業の目的)

離島を対象として研究いただいた成果を島づくり活動や離島振興政策に反映し、離島地域の活性化や人 材育成、課題の解決などに資することを目的とします。

1. 応募対象

離島で調査研究を行う研究者(個人に限る)とします。大学や研究機関、NPO/NGO等、所属の種別・ 有無は問いません。また、年齢制限もありません。

2. 助成対象

助成の対象となる研究は、離島振興に資する研究(研究テーマは離島センター指定)とし、以下の条件を満たすものとします。

- (1)個人の研究であること(共同研究は助成の対象となりません)。
- ②他の研究助成金を受給していないこと (併用は認めません)。
- ③助成金を個人で管理できること(助成金は、事業終了後に申請者本人の口座に振り込むこととします。 申請者が大学・研究機関等所属の場合でも、法人への事務の委託等は行わず申請者で管理してください。 本人名義の口座以外への振込は一切行いません)。

3. 研究テーマ

研究テーマは、以下のとおりとさせていただきます(本テーマ以外の申請は受け付けません)。

- ①離島の定住環境の整備(例:福祉の向上、子育てができる環境の充実、地域資源を生かした産業振興のあり方、防災等)
- ②離島の交通アクセスの改善(例:航路・航空路の利用促進のための方策、島内外の公共交通機関ネット ワークのあり方 等)
- ③大学等との協働を含めた住民による地域活性化(例:外部人材活用による地域活性化のための方策、地域資源・伝統文化の再評価や継承保全の方策 等)
- ④その他本助成金の目的に沿ったもの

4. 助成金額

研究にかかる経費について、1件あたり上限100万円まで助成いたします(千円未満切り捨ての精算払いとさせて頂きます)。助成金の使途は、研究に直接必要な費用のみとし、内訳は以下の費目となります。なお、間接経費は認めません。

1)諸謝金

助言や講演を依頼する外部講師など専門家に対する謝金(高額でないもの)。申請者本人や研究協力者、 アルバイトなどの人件費は対象外です。また、菓子折などの物品による謝礼は対象外です。

②旅費交通費

申請者及び研究協力者、外部講師の交通費及び宿泊費(鉄道や航空機等の特別料金は対象外です)。公 共交通が不便な地域でのレンタカー代は助成対象となります。

③委託費

申請者及び研究協力者では実施することが難しい、専門性の高い業務を外部の専門業者等に委託する 経費。

4消耗品費

税込単価20万円未満の機械・器具・備品、資料の購入費等。ただし、パソコンやプリンタ一等、汎用

性の高い流用可能な機械・器具・備品の購入は対象外です。

⑤印刷費

報告書、ポスターやチラシ、パンフレット等の印刷製本費。資料のコピー代など。

⑥诵信運搬費

切手代、宅配便送料等。電話代やプロバイダー料金は、本助成事業に使用することがわかるように、領収書で切り分けが可能なものに限ります。

7)借上料

打合せ会議等に必要な会議室などの会場使用料。物品のレンタル代。

8 その他

少額で上記の費目に適合しないもの。

5. 助成金の返還

次の場合は、助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- (1)助成金を、助成に係る研究内容以外の用途に使用した場合
- ②助成を受けた研究を中止、もしくは著しくその規模を縮小した場合
- ③助成に係る研究を遂行する見込みが立たなくなった場合
- ④助成対象者に故意または過失の不正行為があった場合
- ⑤成果報告、会計報告の作為・提出などに関して助成対象者が義務を遂行しない、もしくは著しく反する 行為があった場合
- ⑥その他、本財団が不適切と判断した場合

6. 助成対象者の義務

助成対象者は、以下の条件を遵守しなければなりません。

- ①研究内容は、助成対象者および他の研究者による既往の研究、もしくは他の研究助成機関等からの助成を予定している研究の内容と重複しないこと。
- ②助成対象者は、所定の期日までに、研究成果をとりまとめた研究成果報告書(要旨及び本編により構成 し日本語に限る)を2部及びCDーRなどの電子媒体で提出しなければならないこと。
- ③助成対象者は、所定の期日までに、会計報告を行わなければならないこと。
- ④助成対象者は、本財団が必要に応じ研究成果を利用することを認めること(著作権・特許権は助成を受けて研究を行った者に帰属しますが、研究成果の概要は本財団がホームページに掲載するなど必要に応じ利用できることとします)。
- ⑤助成対象者は、当該研究成果を発表する際には、「公益財団法人日本離島センターの離島人材育成基金 助成事業を活用して行った研究の成果」であることを表示しなければならないこと。
- ⑥助成対象者は、本財団の求めに応じ、成果報告会に出席すること。

7. 応募期間

令和5年12月1日(金)から12月24日(日)までとします。

8. 実施期間

令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)までとします。

9. 審査及び助成事業決定

応募いただいた申請(予算の使途・内容も含む)は運営委員会で審査し、有意義と認められる研究案件を 選び助成対象を決定します。審査結果は、申請者に郵送で通知します。

10. スケジュール

令和5年12月 1日 受付開始

12月24日 受付締切

令和6年 1月~3月 選考、結果通知

4月 1日 研究開始

令和7年 2月 末日 研究終了

3月10日 研究成果報告、会計報告の提出

3月 下旬 研究費精算

11. 応募方法

助成事業申請書ならびに助成事業計画書等の必要書類を作成のうえ、日本離島センター人材育成基金担当まで郵送してください(人材育成基金申請書在中と朱書きのこと。必ず、配達記録の残る方法で送付ください)。申請書は、日本離島センターHP「しましまネット」に掲載してある募集様式(研究助成型申請書)をダウンロードし、お使いください。

申請に際しては、申請者の著作や紀要、学会等で発表した論文を数点、添付してください。なお、提出された申請書や著作・論文等は返却いたしませんのでご了承ください。

12. その他

採択された方には別途、実施要項をお送りいたします。 採否の理由などに関するお問い合わせには応じかねます。